

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月26日

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村 俊 昭

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼  
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橘 高 公 久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼  
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橘 高 公 久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年6月25日の第7回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会において決議事項が決議され、また、同日、甲種類株式にかかる種類株主総会の決議事項の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### I. 定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

普通株式1株につき 金3,500円

甲種類株式1株につき 金3,500円

##### 第2号議案 定款一部変更の件

###### ① 変更案1

社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法に基づき、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

###### ② 変更案2

当社普通株式1株を400株に分割するとともに、普通株式の単元株式数を100株、また、株式分割を行わない甲種類株式の単元株式数を1株とする、単元株制度を採用いたします。これに伴い、発行可能株式総数の変更並びに単元株式数、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求の各規定を新設するものであります。また、普通株式の株式分割の実施に伴い、株式分割を行わない甲種類株式について、配当等に関する権利を分割前の普通株式と同等になるように必要な変更を加えるとともに、規定の新設に伴う条数の繰り下げ等を行うものであります。

本定款変更は平成25年10月1日をもって効力が生じるものといたします。

なお、本議案については、普通株式にかかる種類株主総会を兼ねております。

##### 第3号議案 取締役16名選任の件

黒田直樹、相岡雅俊、北村俊昭、由井誠二、佐野正治、菅谷俊一郎、村山昌博、伊藤成也、田中渡、池田隆彦、倉澤由和、若杉和夫、香川幸之、加藤晴二、外池廉太郎及び岡田康彦の16氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役のうち15名に対し総額101,200,000円（うち社外取締役4名に対し4,000,000円）、当期末時の監査役5名に対し総額9,200,000円の役員賞与を支給するものであります。

第5号議案 社外取締役および監査役の報酬額改定の件

コーポレート・ガバナンスの強化の観点から、社外取締役および監査役に対する適切な報酬のあり方を見直し、社外取締役および監査役に対する報酬については、賞与を廃止して確定額報酬に一本化することとし、取締役の報酬額の総枠（月額4,700万円以内）を維持しつつ、社外取締役の報酬額を月額300万円以内、監査役の報酬額を月額800万円以内にそれぞれ改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	3,156,292	78,752	3,721	(注)1	可決 (97.39%)
第2号議案 定款一部変更の件	3,231,531	3,672	3,558	(注)2	可決 (99.71%)
第3号議案 取締役16名選任の件					
黒田 直樹	3,048,415	186,067	4,276	(注)3	可決 (94.06%)
梶岡 雅俊	3,207,611	26,871	4,276		可決 (98.97%)
北村 俊昭	3,204,693	29,789	4,276		可決 (98.88%)
由井 誠二	3,193,339	23,823	21,596		可決 (98.53%)
佐野 正治	3,193,430	23,732	21,596		可決 (98.54%)
菅谷 俊一郎	3,193,425	23,737	21,596		可決 (98.54%)
村山 昌博	3,210,466	23,936	4,276		可決 (99.07%)
伊藤 成也	3,210,746	23,736	4,276		可決 (99.07%)
田中 渡	3,193,427	23,735	21,596		可決 (98.54%)
池田 隆彦	3,193,419	23,743	21,596		可決 (98.54%)
倉澤 由和	3,193,393	23,769	21,596		可決 (98.54%)
若杉 和夫	3,103,153	131,762	3,843		可決 (95.75%)
香川 幸之	3,175,971	58,944	3,843		可決 (98.00%)
加藤 晴二	3,168,267	66,648	3,843		可決 (97.76%)
外池 廉太郎	3,169,262	65,653	3,843		可決 (97.79%)
岡田 康彦	3,218,665	15,532	4,561		可決 (99.32%)
第4号議案 役員賞与支給の件	3,137,843	95,281	5,639	(注)1	可決 (96.82%)
第5号議案 社外取締役および監査役 の報酬額改定の件	3,232,118	3,086	3,558	(注)1	可決 (99.73%)

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。なお、本決議事項は、普通株式にかかる種類株主総会を兼ねております。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

## II. 甲種類株式にかかる種類株主総会

本総会は会社法第319条第1項および第325条に基づき、種類株主総会の決議を省略しております。

(1) 当該株主総会決議があったものとみなされた年月日

平成25年6月25日

(2) 決議があったものとみなされた事項の内容

議案 定款一部変更の件

当社普通株式1株を400株に分割するとともに、普通株式の単元株式数を100株、また、株式分割を行わない甲種類株式の単元株式数を1株とする、単元株制度を採用いたします。これに伴い、発行可能株式総数の変更並びに単元株式数、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求の各規定を新設するものであります。また、普通株式の株式分割の実施に伴い、株式分割を行わない甲種類株式について、配当等に関する権利を分割前の普通株式と同等になるように必要な変更を加えるとともに、規定の新設に伴う条数の繰り下げ等を行うものであります。

本定款変更は第7回定時株主総会における決議事項の第2号議案および普通株式にかかる種類株主総会の議案が承認決議されることを条件として、平成25年10月1日をもって効力が生じるものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
議案 定款一部変更の件	1	0	0	(注)	可決 (100.00%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

以 上